

## 第 4 編

### 資 料



# ■ 互理町障害者計画等策定委員会

## (1) 設置要綱

平成20年10月31日

告示第115号

### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定にあたり、障害者福祉の推進について、広く町民の意見を聴取するため、互理町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、障害者施策に関し識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定終了までとする。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第26号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月8日告示第27号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

任 期 自:平成27年3月 1日

至:平成30年3月31日

No.	役 職	氏 名	区 分	摘 要	備考
1	委員長	米 谷 俊 男	医 師	亶理町障害者等支援認定審査会委員長	
2	副委員長	岡 崎 正 利	民生委員	亶理町民生委員児童委員協議会会長	H29.11.15~
3	委 員	武 者 盛 宏	医 師	亶理町障害者等支援認定審査会副委員長	
4	委 員	橋 本 秀 一	団体職員	亶理町社会福祉協議会事務局長	
5	委 員	齋 藤 栄 樹	相談支援専門員	相談支援センター 県南ありのまま舎センター長	
6	委 員	高 澤 宏 之	相談支援専門員	相談支援センター ぱれっと 副参事	
7	委 員	沼 田 み さ 子	相談支援専門員	相談支援センター T・M・あい所長	
8	委 員	金 岡 國 洋	相談支援専門員	相談支援事業所 あすもね亶理責任者	H29.11.15~
9	委 員	小 松 久 美 子	団体職員	亶理町社会福祉協議会 居宅支援事業所サービス管理責任者	
10	委 員	苫 米 地 敦 史	施設職員	亶理町ほのぼの園長(地域活動支援センター)	
11	委 員	三 品 尚	施設職員	亶理町ゆうゆう作業所長(就労継続支援B型)	
12	委 員	山 口 幸 男	施設職員	ホープ就労支援センター所長(就労継続支援B型)	
13	委 員	岸 田 明 美	町職員	亶理町二杉園長	
14	委 員	阿 部 ハ ル 子	障がい者の保護者	亶理町ほのぼの園親の会長	H29.11.15~
15	委 員	南 久 美 子	障がい児の保護者		

巨理町  
障がい者プラン

第2期 障害者計画（改訂）  
第5期 障害福祉計画  
第1期 障害児福祉計画

平成30年3月

編集・発行	巨理町 福祉課社会福祉班 〒989-2393 宮城県巨理郡巨理町字下小路7番地4 TEL：0223-34-1111（代表）
-------	---